

審査実施要領

1 選定方法

まず 書面審査として企画提案書、システム機能要件及び価格の審査を行う。次に、プレゼンテーション・デモンストレーション（以下「プレゼンテーション等」という。）審査を行う。書面審査とプレゼンテーション等審査の合計得点（以下「総合得点」という。）が高い順に、優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

2 書面審査（110 点）

以下のとおり書面審査を実施する。

（１）業務実績評価点（５点）

業務実績について事務局が採点する。業務実績は、同種業務の実績状況から採点する。

（２）提案評価点（95 点）【企画提案書】

各審査委員が次の項目を評価・採点し、その平均点（小数点第２位四捨五入）を得点とする。

項目
1 企画提案力
2 業務の目的達成度
3 システム機能要件
4 ユーザビリティ
5 運用保守
6 セキュリティ
7 その他の提案

（３）価格評価点（10 点）【見積書】

構築費用と運用保守費用についての見積書を事務局が採点する。採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は５点とする。その他の者は計算結果に応じた得点（小数点第２位四捨五入）とする。

構築費用：「価格点＝５点×（最低見積価格 / 見積価格）」

運用保守費用：「価格点＝５点×（最低見積価格 / 見積価格）」

3 プレゼンテーション等審査（90 点）

各審査委員が次の項目を評価・採点し、その平均点（小数点第２位四捨五入）を得点とする。

項目
1 取り組み意欲
2 業務説明
3 ユーザビリティ（利用者・管理者）

4	信頼性
5	将来性

4 プレゼンテーション等審査の内容

(1) プレゼンテーション等の内容

- ア 提出した企画提案書の内容を説明・補足するものとし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- イ 企画提案書のアピールポイントや、記載しきれなかった事項（イメージなど）について説明すること。

(2) 期日

令和7年6月16日（月）

(3) 場所

みどり市役所笠懸庁舎（詳細は別途連絡）

(4) 出席者

1 提案者4名以内

(5) 実施時間

1 提案者45分以内

プレゼンテーション20分、デモンストレーション15分、質疑応答10分とする。

(6) プレゼンテーション等の順番

プレゼンテーション等を行う順番は、事務局で抽選とする。

(7) その他

プロジェクターおよびHDMI ケーブルと、スクリーンは市で用意するが、パソコンなどのその他必要な機器は提案者が用意すること。

5 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1) 提案者が1者の場合の取り扱い

総合得点が110点以上になった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 総合得点が同点の場合の取り扱い

見積金額が一番安価な者を優先交渉権者として選定する。

以 上